

奈良県公安委員会告示第104号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する講習を次のとおり行うので、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により公示する。

令和7年9月5日

奈良県公安委員会

委員長 和田林 道 宜

1 実施日時

(1) 講習

令和7年11月6日（木）及び同月7日（金）の午前9時20分から午後6時まで（受付時間は、午前9時10分から午前9時20分まで）

(2) 修了考査

令和7年11月13日（木）の午前9時30分から午前10時30分まで（受付時間は、午前9時10分から午前9時20分まで）

2 実施場所

奈良市東寺林町38番地

奈良市ならまちセンター3階会議室

3 定員

50名

4 講習内容等

(1) 講習は、道路の交通に関する法令の知識その他放置車両の確認及び標章の取付けを適正に行うため必要な技能及び知識について行う。

(2) 修了考査は、(1)の講習に係る事項を理解したかどうかについて行い、当該事項を理解したと認められる者に対して、駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。

5 受講申込手続

講習を受けようとする者（以下「受講者」という。）は、次により申込みを行うこと。

(1) 申込期間

令和7年10月1日（水）から同月31日（金）まで（奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）に規定する県の休日を除く。）の午前9時

から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

(2) 申込場所

奈良市登大路町８０番地

奈良県警察本部交通部交通指導課

(3) 申込方法

駐車監視員資格者講習受講申込書（申込書提出前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ３．０センチメートル、横の長さ２．４センチメートルの写真１枚を貼り付けたもの）１通を受講者本人が(2)の場所に直接持参して申し込むこと。

6 講習手数料（受講申込みのときに奈良県収入証紙で納付すること。）

２０，０００円

なお、受講申込みをした講習を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

7 その他

(1) 携行品

ア 受講申込み又は受講の際は、運転免許証その他の身分を証明する書類（受講者本人の写真が貼り付けられたものに限る。）を持参すること。

イ 受講の際は、受講申込みのときに交付する駐車監視員資格者講習受講票及び講習用教本並びに筆記具を持参すること。

(2) 問合せ先

奈良県警察本部交通部交通指導課駐車対策第一係

電話番号（代表） ０７４２－２３－０１１０ 内線５１４７